

# 2026 SPIRA さが国際フェスタ月間実施要綱

公益財団法人 佐賀県国際交流協会

## ■ 趣旨

佐賀県内の国際交流・協力等の分野で活動している団体の取組紹介や、県民が参加できるプログラム、多国籍料理・雑貨の販売等を提供することで、県民の国際交流・協力に対する理解と参画を促進するとともに、県民の異文化理解・多文化共生・グローバル人材育成を図る。また、地域で活動している国際交流・協力団体や外国人住民、地域の連携・繋がりを構築する契機となることを目指す。

## ■ 事業概要

1. 開催日: メインイベント 10月18日(日) (国際月間期間: 10月1日(木)～10月31日(土))
2. 会場: 鹿島市民センター (SAKURAS) 駐車場、その他 (月間イベント会場についてはチラシ参照)
3. 参加団体: 民間国際交流・協力団体 / JICA 九州 / 外国人住民・留学生グループなど
4. 主催: 公益財団法人佐賀県国際交流協会
5. 共催: 鹿島市
6. 後援: 佐賀県、JICA 九州、鹿島市教育委員会、鹿島商工会議所 等

## ■ 事業内容

ステージで各国の民族舞踊・歌の披露、日本の伝統文化披露、ブースによる多国籍料理の出店・雑貨販売、異文化体験、各 CSO 団体による PR 等の出展。

## ■ 実施方法

当協会が協働で参加する民間国際交流・協力団体と計画段階から協議し、実施計画を練り開催するものとする。

## ■ 経費の負担等

広報の経費: フェスタ月間の広告・チラシ・ポスターについては、当協会に掲載・作成する。

出店料: 飲食物の提供又は物品販売等を行う出店者については、売上額の 5%を出店料として納付するものとする。ただし、売上額が 20,000 円以内の場合は、この限りではない。

## ■ 備考

次に該当する者の参加は認められない。参加の可否については(公財)佐賀県国際交流協会にて判定し決定する。

- 佐賀県暴力団排除条例第3条 第1号から第4号に定める暴力団及び暴力団関係者等
- 過去に民事、又は刑事上の裁判において違法行為を認定された団体、及びこの団体と密接な関係を有する団体並びにそれらの団体関係者
- フェスタへの参加を認めた場合、会場での平穏な運営が阻害される恐れがある団体、及び団体関係者
- 政治活動又は、宗教活動に関係のある、団体及び団体関係者
- その他、当協会がフェスタ開催の趣旨に鑑みて参加が不適当と判断する団体及び団体関係者